

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年1月26日（火） 8：17～8：25

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4 件
- 国会提出案件 2 件
- 法律案 1 件
- 政令 3 件
- 人事 1 件
- 配布 3 件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、昨年12月に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」における住宅ローン控除に係る特例措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して適切な給付を講ずるため、住宅取得等に係る給付措置について、対象期間の延長等を行うものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「大韓民国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき、令和元年度に適用を受けた法人税関係特別措置の適用実態調査結果に関する報告書を国会に提出するものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、昨年9月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「所得税法等の一部改正法案」は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制を創設するとともに、中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設、住宅ローン控除の特例の延長等を行うものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令」は、社会保険労務士試験の実施に要する費用を勘案し、同試験に係る受験手数料の額を改定するものであります。

次に、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を本年2月1日とするものであり、「同法第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令」は、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に係る事業の区分及び規模を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。伊藤幸男外197名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日・EU経済連携協定の附属書」及び「同協定の付録」の改正に関する公文をEUとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、我が国及びEUとの間で、相互保護を行う地理的表示の対象の追加等を、取り極めるものであります。なお、本日の公文交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

河野大臣から御発言がございます。

○河野国務大臣：国家公務員の超過勤務とテレワーク環境整備についてお願いします。超過勤務については、残業した時間を確実に把握し、これに応じた超過勤務手当が必ず支払われるようにすることが重要です。残業は上司の明確な指示の下で行わせ、業務終了後は直ちに退庁させることを各府省において徹底してください。このためにも、各府省の内部で超過勤務手当予算を適切に配分することや、勤務時間管理のシステム化、徹底した業務見直し・効率化などに取り組んでいただく必要があります。また、テレワークについては、本府省の機器整備は急速に進んできましたが、地方支分部局等では整備が進んでいない状況です。各府省は、必要な環境整備や使い勝手の向上に積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上申し上げたことについては、財務大臣にも御理解をいただいたところです。詳しくは内閣人事局から各府省に連絡させるので、各大臣におかれては、これらの取組についての御指導、御協力をお願いします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和3年
1月26日〕 (火)

◎一般案件

資料あり ○「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正について（決定）

(国土交通省・復興庁・財務省)

資料なし ☆大韓民国駐箚特命全権大使相星孝一に交付すべき信任状及び前任特命全権大使富田浩司の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎国会提出案件

資料あり ○租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書について（決定）（財務省）

〃 ○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働省）

◎法律案

資料あり ○所得税法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）

◎政令

資料あり ○社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）

〃 ○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（経済産業省）

〃 ○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令（決定）（同上）

資料あり

◎人 事

☆元山形県公立学校長伊藤幸男外197名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告 (内閣府本府)
☆山形県知事選挙結果調 (総務省)
☆岐阜県知事選挙結果調 (同上)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和3年
1月26日〕 (火)

◎一般案件

資料
なし

- 1. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書14-A及び14-Bの改正に関する外交上の公文の交換
 - 1. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定付録2-C-1及び付録2-C-2の改正に関する外交上の公文の交換
- について (決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕